

やまがた暮らしプチ体験事業（置賜地域）
公募型プロポーザル方式による企画提案審査要領

1 審査・選定方法

- (1) 審査の視点及び配点は下記のとおり。
- (2) 審査項目は、別に定める審査基準のとおりとする。
- (3) 審査は、審査基準に掲げる項目ごとに下記に定める採点基準に従い評価し、項目の重要度に応じた係数を乗じて、採点を行う。
- (4) 採点の結果、各審査委員の評価点の合計点数が高い順に、最優秀提案者及び次点者を選定する。
- (5) 前号の合計得点が最も高い提案者について審査委員の評価点の平均が60点に満たない場合は、本業務の目的を十分に達成できないものと判断し、最優秀提案者を選定しないこととする。なお、企画提案者が1者の場合も、同様とする。

2 審査の視点及び採点基準

100点を満点として、項目ごとの配点及び係数は審査基準のとおりとし、採点は下記を目安とする。

非常に優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
5	4	3	2	1

3 その他

審査基準の「9 実績」－「過去2年以内において、地方自治体から類似の業務を受託した実績があるか」については、以下の要領により事務局が点数を付するものとする。

実績	地方公共団体から関係人口の創出・拡大又は、移住の推進に関連した業務を受託した実績が2件以上ある。	地方公共団体から関係人口の創出・拡大又は、移住の推進に関連した業務を受託した実績が1件以上ある。	地方公共団体から関係人口の創出・拡大又は、移住の推進に関連した業務を受託した実績がない。
得点	5	3	1